

著作権法（著作物の類似の認定）

【書誌事項】

当事者：検察官即ち控訴人 vs 被告

判断主体：智慧財産法院

事件番号：108 刑智控訴字第 41 号

言渡し日：2019 年 11 月 14 日

事件の経過：控訴棄却。

【判決概要】

告訴人の「X 猫イラスト」は、著作権による保護を受けている美術の著作物であるものの、これをもって被告の「Y 猫イラスト」が実質的な類似性を構成し、又は剽窃行為があることを証明することができないとして、被告の「Y 猫イラスト」は著作権侵害を構成しないと認定した。

【事実関係】

検察は、被告は「X 猫イラスト」が告訴人による創作であることを明らかに知っていたにもかかわらず当該イラストを複製し、外観のデザイン、キャラクター、表情、姿勢及び全体図と文章表現がいずれも実質的に類似する「Y 猫イラスト」を作成し、ソーシャルネットワークで不特定の者が閲覧できるように公開伝送し、メッセージングアプリで複製後の「Y 猫イラスト」スタンプを販売した被告の行為は、著作権法第 91 条第 1 項の複製する方法で著作財産権を侵害した嫌疑、同条第 2 項の販売を意図して複製する方法で著作財産権を侵害した嫌疑、同法第 92 条の公開伝送の方法で著作財産権を侵害した嫌疑があるとして、公訴を提起した。第一審地方裁判所は被告の無罪判決とし、検察は不服として、第二審智慧財産法院に控訴した。

【判決内容】

1. 第二審の智慧財産法院は、実質類似を構成するか否かの対比を行う前に、自然界によく見られる描写や形態等の公共要素を排除しなければならず、「X 猫イラスト」と「Y 猫イラスト」の両者が類似を構成するか否かについて、まず猫の基本表現手法や特徴である著作権法の保護を受けない要素の部分を除いた後に、類似を構成するか否かの対比を行わなければならないと示した。対比した結果「X 猫イラスト」と「Y 猫イラスト」の猫の顔の部分には、毛色、虎模様、口鼻の色と形状、チークの色とバランス等に差異があり、表現されているキャラクターの個性にも

差異があり、人に与える全体概念と感覚が異なるものなので、実質類似を構成するとは認めにくいと判断した。

2. また、智慧財産法院は被告が提出した 100 ページを超える手書きの創作草案の下書きから、顔の輪郭、耳のライン、口と鼻の形状、目の形状などいずれも変化があることがわかり、このことから被告があらゆる組み合わせの手法を何度も繰り返して「Y 猫イラスト」を創作したことを信用できるとして、告訴人の創作した「X 猫イラスト」を被告が模倣したとは認めなかった。

【専門家からのアドバイス】

1. 両著作物が実質的な類似性を構成する成否に関して、両者の比較に際して公共要素を排除しなければならないのは、既に智慧財産法院の通説的見解であり、智慧財産法院は本件判決において、自然界によく見られる形態の創作をした者に対して独占的権利を付与して他人の同じ形態の表現をする権利を排除すべきではない旨を改めて述べているほか、表現とコンセプトが一体となり分離不可能であるときは、このような表現方法に関しては著作権法の保護の対象として保護すべきではない旨を述べている。
2. 従って、創作者が自然界に実在する生物を創作対象としたとき、当該生物の自然界によく見られる形態だけを表現してはならず、さもなくば、当該創作は著作権法の保護対象とはならないおそれがある。さらに言うと、キャラクターの独自の個性を際立たせるために、自然界に実在する生物を創作対象としたとき、創作者は細部のデザイン、顔の輪郭、視野角、配色及び比率、レイアウト、芸術的象徴等にバラエティを持たせるよう工夫しなければならない。基礎的な技法による表現の域を超えた創作部分であってこそ、著作権法による保護を受けることができ、実質的類似性を判断するにあたっての比較の対象となる。
3. 本判決は、被告の提出した創作過程から、被告は様々な描き方を何度も試してからはじめて現在のイラストを創作するに至ったことが判明したとして、被告は告訴人の創作を剽窃していないと認定した。よって、剽窃行為と認定されるリスクを低減するには、創作経過を再現できるように創作者が創作過程を記録として残すことが重要である。